

エコアクション21認証・登録制度実施要領

平成16年10月	7日	制定
平成17年4月	1日	一部改正
平成17年11月	22日	一部改正
平成19年4月	17日	一部改正
平成20年7月	1日	一部改正

1. 総則

1.1 エコアクション21認証・登録制度の目的

エコアクション21認証・登録制度は、環境経営システム（環境マネジメントシステム）環境への取組（環境パフォーマンス評価）及び環境コミュニケーション（環境報告）をひとつに統合した「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」（環境省）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、エコアクション21に取り組む事業者を、認定・登録を受けたエコアクション21審査人が審査し、認証・登録するとともに、この事業者の環境活動レポートを公開することにより、広範な企業・事業者、教育機関、公共機関、団体などにおける環境への取組を推進し、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とします。

1.2 エコアクション21認証・登録制度の実施体制

1.2.1 認証・登録の運営体制

エコアクション21認証・登録制度は、以下の体制で運営します。

1.2.1.1 事務局及び委員会等

1) 中央事務局

エコアクション21認証・登録制度は、財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター（以下「中央事務局」という。）が実施します。

2) 中央事務局に置く委員会等

中央事務局に諮問機関として、「エコアクション21運営委員会（以下「運営委員会」という。）」、「エコアクション21判定委員会（以下「判定委員会」という。）」及び「エコアクション21審査人認定委員会（以下「認定委員会」という。）」を置きます。また、認定委員会の下部組織として「エコアクション21審査人倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）」を置きます。さらに、中央事務局は参与を委嘱します。

ア 運営委員会の構成・審議事項

運営委員会は、事業者関係団体、環境保全関係団体及び環境保全に関する学識者などの各界の学識者によって構成し、エコアクション21認証・登録制度実施要領、認定委員会・判定委員会規程、その他の各種規程、地域事務局の認定要件、相互認証の要件、その他エコアクシ

ョン21認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議します。

イ 判定委員会の構成・審議事項

判定委員会は、事業者の環境への取組などに関する専門家や学識者によって構成し、審査人の審査結果を基に、事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議します。

ウ 認定委員会の構成・審議事項

認定委員会は、環境保全関係団体、環境保全に関する学識者等によって構成し、エコアクション21審査人の資格認定の可否等に関する事項等を審議します。

エ 倫理委員会の構成・審議事項

倫理委員会は、認定委員会委員より選任された者によって構成し、審査人資格の一次停止、取消等について審議します。

オ 参与

中央事務局は、運営委員会の審議の上、審査人の指導及びエコアクション21認証・登録制度についての助言等を得るため、環境マネジメントシステム及び事業者の環境への取組等に関する学識者を、参与として委嘱します。参与はエコアクション21審査人としての資格を有します。

1.2.1.2 エコアクション21審査人

エコアクション21に取り組む事業者が、ガイドラインの要求事項に適合しているか否かを審査する者として、中央事務局は、認定委員会の審議の上、必要な要件を満たし、所定の試験等を経た者を、エコアクション21審査人(以下「審査人」という。)として認定し、登録します。

1.2.1.3 エコアクション21地域事務局

地域等において事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査計画書の確認、審査後の書類の受理・確認、判定委員会の開催等、事業者と審査人の間に立つとともに、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織として、中央事務局は、運営委員会の審議の上、エコアクション21地域事務局(以下「地域事務局」という。)を認定します。

地域事務局には、地域運営委員会及び地域判定委員会を設置します。

1.2.1.4 エコアクション21協議会

エコアクション21と、各地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証制度との相互認証及び制度の普及促進を図るため、必要に応じて「エコアクション21協議会(以下「協議会」という。)を置きます。協議会は、各地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証制度の代表者等によって構成します。

1.3 エコアクション21審査人と地域事務局の関係

地域事務局と審査人は、互いに協力・協働しエコアクション21の普及促進に務めます。一方で両者の間には「適切な緊張感」も必要であり、地域事務局及び中央事務局と、審査人それぞれの「独立性」を適切に確保していきます。

1.4 エコアクション21ロゴマーク

「エコアクション21ロゴマーク」(以下「EA21ロゴマーク」という。)の商標権は、財団法人地球環境戦略研究機関が保有しています。認証・登録された事業者、審査人及び地域事務局等は、「エコアクション21ロゴマ

ーク使用規程」及び「エコアクション21ロゴマーク使用の手引き」に基づき、E A 21ロゴマークを使用することができます。

2. エコアクション21における事業者の認証・登録

2.1 エコアクション21における事業者の認証・登録の基本的要件

エコアクション21において認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づき、以下の各号を満たした取組を適切に実施し、認定・登録された審査人による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

- 1) ガイドラインの要求事項に基づき、計画（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認・評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）の、PDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築していること。
- 2) ガイドラインの要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用・維持していること。
- 3) ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物・水使用量の削減など）を適切に実施していること。
- 4) ガイドラインの要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること。
- 5) 事業活動の内容（業種・業態・規模）と、認証・登録の対象組織及び範囲、環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合しており、「全組織・全活動」を対象としてエコアクション21に取り組んでいること、あるいは取り組むことを明確にしていること、または段階的に対象範囲を拡大することを明確にしていること。

2.2 エコアクション21業種別マニュアルによる事業者の認証・登録

環境省もしくは中央事務局が、ガイドラインに準拠した個別の業種に適合した業種別のマニュアルを策定した場合は、その業種に該当する事業者に係るエコアクション21の認証・登録に当たっては、当該の業種別マニュアルの内容を基準とします。

本規程は、公的機関が策定し、中央事務局がガイドラインに準拠していると認められた業種別のマニュアルにも準用します。

2.3 エコアクション21認証・登録手続規程の遵守

エコアクション21認証・登録制度に基づき審査を受審する事業者、審査及び判定の結果、認証・登録された事業者は、別に定める「エコアクション21認証・登録手続規程」を遵守しなければなりません。

2.4 エコアクション21審査人による審査

エコアクション21の取組を実施した事業者（以下「受審事業者」という。）は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された審査人による登録審査を受審しなければなりません。

- 1) 受審事業者は、最寄りの地域事務局又は中央事務局（以下、2.4～2.5、2.8～10及び3.8項において「担当事務局」という。）に、所定の書式により、エコアクション21の登録審査（書類審査及び現地審査）を申し込みます。
- 2) 担当事務局は、受審事業者が希望する場合には、審査人の専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮し、受審事業者の登録審査を担当する十分な力量があると認められる審査人を紹介又は斡旋します。
- 3) 受審事業者は、審査人の専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮の上、審査人を指名し、担当事務局に通知します。
- 4) 担当事務局は、受審事業者が指名した審査人の専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を確認し、受審事業者の審査担当する十分な力量があると確認した場合は、その旨を審査人に連絡し、審査人の了解を取ります。担当事務局は、選任された審査人の専門分野が異なる、受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地が著しく離れている、力量が不足している等と考えられる場合は、受審事業者に再考を要請します。
- 5) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、担当事務局の確認を受けた後、受審事業者に送付します。
- 6) 受審事業者は、審査人からの連絡を受けて、審査人に必要書類等を送付し、書類審査を受審します。
- 7) 書類審査の結果、審査人あるいは受審事業者が、現地審査実施前に、必要な指導・助言を行った方が良いと判断した場合は、双方の協議及び了解の上、1回に限り、現地予備審査を行います。
- 8) 審査人は、書類審査の結果をエコアクション21書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付します。
- 9) 書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審します。
- 10) 審査人は、現地審査の結果を「エコアクション21登録審査報告書（以下「審査報告書」という。）」として取りまとめ、担当事務局に送付します。
- 11) 受審事業者は、審査人の登録審査結果について異議がある場合は、担当事務局の判定委員会に異議を申し立てることができます。
- 12) 受審事業者は、審査人からの当該登録審査に係る費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査人に支払います。登録審査の標準審査工数は別表2に定めています。産業廃棄物処理業者等の標準審査工数は別表6に定めています。

2.5 判定委員会による審議

判定委員会における受審事業者の認証・登録の可否等に関する審議は、次の手順によって行います。

- 1) 担当事務局の判定委員会は、審査人より送付された審査報告書、その他の関係書類等により、受審事業者の認証・登録の可否を判定します。
- 2) 判定委員会の審議の結果により、審査人がガイドラインの要求事項に適合していると認めた場合であっても、環境活動レポート、その他の関係書類（環境方針等を含む）の修正を認証・登録の条件としてお願いする場合があります。
- 3) 担当事務局が地域事務局の場合、地域事務局は、地域判定委員会の結果を、必要書類を添付して中央事務局に報告します。
- 4) 中央事務局は、審査人から提出された審査報告書、その他の関係書類等に基づく担当事務局の判定委員会の審議の内容を確認し、ガイドラインの要求事項に適合していると判定された受審事業者に、その旨を通知するとともに、「エコアクション21認証・登録契約書（以下「認証・登録契約書」という。）」を送付します。
- 5) 中央事務局は、必要と判断した場合、中央事務局判定委員会を開催して地域判定委員会の結果を審議し、認証・登録の可否を最終的に判定することができます。
- 6) 受審事業者は、地域事務局の判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることができます。

2.6 事業者の認証・登録

受審事業者の認証・登録は、次の手順によって行います。

- 1) 中央事務局から判定委員会の審議結果の通知を受けた事業者は、別表1に定める認証・登録料を納付するとともに、認証・登録契約書に記名・押印し、中央事務局との間で「エコアクション21認証・登録契約（以下「認証・登録契約」という。）」を締結しなければなりません。
- 2) 中央事務局は、認証・登録契約を締結し、認証・登録料を納付した受審事業者を、「エコアクション21認証・登録事業者（以下「認証・登録事業者」という）」として認証・登録します。
- 3) 中央事務局は、認証・登録した事業者に認証・登録証を送付するとともに、事業者名及びその環境活動レポート等を、ホームページにより公表します。

2.7 認証・登録の期間

認証・登録事業者の認証・登録の期間は、認証・登録日より2年間とします。

2.8 中間審査

中間審査は、次の手順により行います。

- 1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、担当事務局からの案内に基づき認証・登録日から概ね1年後に、審査人による所定の中間審査を

受審しなければなりません。

- 2) 認証・登録後、初回の中間審査は、原則として書類審査及び現地審査を実施しますが、認証・登録更新後の中間審査においては、現地審査において書類の確認、審査を実施します。
- 3) 中間審査により、ガイドラインの要求事項に不適合が発見された場合は、判定委員会の審議により、認証・登録の一時停止あるいは取り消しをする場合があります。
- 4) 中間審査の手続き等は、2.1～2.6の規定を準用します。
- 5) 中間審査の標準審査工数は、初回の中間審査については別表3に、認証・登録の更新後の中間審査については別表4にそれぞれ定めています。但し、産業廃棄物処理業者等の中間審査については、原則として登録審査と同じ工数とします。

2.9 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行います。

- 1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、担当事務局からの案内に基づき認証・登録日から2年以内に、審査人による所定の更新審査を受審しなければなりません。
- 2) 更新審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた事業者は、判定委員会の審議の上、認証・登録を更新することができます。
- 3) 更新審査の手続き等は、2.1～2.6の規定を準用します。
- 4) 更新審査の標準審査工数は別表5に定めています。但し、産業廃棄物処理業者等の更新審査については、原則として登録審査と同じ工数とします。

2.10 認証・登録範囲の変更・拡大

認証・登録事業者が、その認証・登録期間中に認証・登録の範囲の変更あるいは拡大等を希望する場合は、次の手順で行います。

- 1) 認証・登録範囲の変更・拡大を希望する認証・登録事業者は、所定の書式により、中間審査又は更新審査申込時に担当事務局に、認証・登録範囲の変更・拡大を申し込みます。あるいは中間審査又は更新審査実施時に審査人と協議の上、認証・登録範囲の変更・拡大を申し込みます。
- 2) 担当事務局は、申込内容を確認し、原則として審査人の中間審査又は更新審査の際に、変更・拡大する部分の追加審査を実施します。
- 3) 担当事務局の判定委員会は、審査人から送付された審査報告書等により、認証・登録範囲の変更・拡大部分の認証・登録の可否を審議します。判定委員会による審議の手順については、2.5の規程を準用します。
- 4) 認証・登録範囲を変更・拡大した場合、中央事務局は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行します。
- 5) 中間審査において認証・登録範囲を変更・拡大することにより、別表1

に定める認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付して下さい。区分が変わらない場合は、別表1の附則3に定める料金を納付して下さい。

- 6) 中間審査において認証・登録範囲を変更・拡大した場合の認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とします。
- 7) 認証・登録事業者の移転(住所変更)は、原則として、認証・登録範囲の変更として取り扱います。
- 8) 認証・登録事業者名の変更、移転(環境負荷等の状況に大きな変化のない場合に限る)等があった場合、認証・登録事業者は、所定の書式により、認証・登録事業者名、住所等の変更を、担当事務局に届け出ます。担当事務局は、認証・登録範囲に変更が無いことを確認し、中央事務局に報告します。中央事務局は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行します。この場合、別表1の附則3に定める料金を納付して下さい。認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とします。

2.1.1 認証・登録の一時停止及び取り消し

中央事務局は、認証・登録事業者において、環境関連法規の重大な違反があった場合、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題がある場合、その他「エコアクション21認証・登録手続規程」に規定する事項があった場合は、判定委員会の審議の上、認証・登録事業者の認証・登録の一時停止あるいは取り消しを行います。

2.1.2 中央事務局による調査

中央事務局は、必要と判断した場合、認証・登録事業者に対して、エコアクション21の認証・登録に関連し、立ち入りを含む調査を実施することがあります。認証・登録事業者が、正当な事由無く調査への協力を拒んだ場合は、中央事務局は、判定委員会の審議の上、認証・登録事業者の認証・登録の一次停止あるいは取り消しを行う場合があります。

2.1.3 事業者の機密等の保持

中央事務局、地域事務局及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報(既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く)について、その管理を適正に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しません。

ただし、法的要請による場合は受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示します。機密保持は認証・登録契約終了後も継続します。なお、審査人は機密保持を含む審査人としての遵守事項について、中央事務局に誓約書を差し入れます。

3. エコアクション21審査人の資格認定及び登録

3.1 エコアクション21審査人の認定の要件

中央事務局は、以下の要件を満たし、3.2から3.5に規定する試験等を経た者を審査人として認定し、登録します。

- 1)環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有していること（環境問題についての基礎的知識、基本的な環境法等についての知識）
- 2)事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有していること（当該事業者が、どのような環境への取組を行うべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- 3)環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する豊富な知見と経験を有していること（当該事業者が、どのような環境経営システムを構築し、運用すべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- 4)受審事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲（以下これらを「力量」という。）を有していること

3.2 エコアクション21審査人試験の受験資格

エコアクション21審査人試験を受験する者は、以下の1)及び2)のいずれをも満たすことが必要です。

- 1) 環境カウンセラー（事業者部門）であること。または、技術士（環境、衛生工学、上下水道、経営工学、化学、建設及び総合技術監理部門のいずれか）、公害防止主任管理者（公害防止管理者大気一種及び水質一種の資格をともに有する者を含む）、公害防止管理者大気三種及び水質三種の資格をともに有する者、環境計量士（濃度及び騒音・振動の資格をともに有する者）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有すること。または、企業等の環境対策及び公害防止に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境保全のための具体的な取組、計画づくり等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。
- 2) 環境マネジメントシステム審査員（審査員補を除く）であること。または、地域版EMSの主任審査員、環境プランナーのいずれかの資格を有し、かつ10件以上の審査経験を有すること。または、企業等の環境管理に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境経営システム（環境マネジメントシステム）の構築、運用等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。

3.3 エコアクション21審査人の試験

エコアクション21審査人認定のため試験は、以下の3種の試験により行います。書面試験（一次試験）及び筆記試験（二次試験）の合格の有効期限は、それぞれ3年間とします。なお、書面試験（一次試験）及び筆記試験（二次試験）は何度でも受験できますが、面接試験（三次試験）は2回までしか受験することはできません。

3.3.1 書面試験（一次試験）

書面試験（一次試験）では以下の点について受験者の力量の審査を行います

す。

- 1)環境活動及び環境マネジメントシステムに関する実績、受験資格に規定する必要な資格、経歴（申請書等による審査）
- 2)環境保全に関する知識及びガイドライン及びエコアクション21認証・登録制度の趣旨の正しい理解の下、積極的に事業者の環境保全活動の推進に貢献していこうという意欲、論文構成の論理性、及び自らの体験に基づく事業者の環境活動実施等に当たっての留意点の考え方（論文による審査）

3.3.2 筆記試験（二次試験）

筆記試験（二次試験）では以下の点について、択一式問題及び短文論述問題等により受験者の力量の審査を行います。

- 1)環境問題や環境対策に関する基本的な知識
- 2)事業者の環境対策に関する知見
- 3)エコアクション21環境経営システムに関する知見

3.3.3 面接試験（三次試験）

面接試験（三次試験）では以下の点について、口頭試問により審査人としての適性及び力量について総合的に審査を行います。

- 1)環境問題や環境対策に関する知識及び経験
- 2)事業者の環境対策に関する知見及び経験
- 3)エコアクション21環境経営システムに関する知見及び経験
- 4)事業者との間で適切なコミュニケーションが図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲（力量）

3.4 エコアクション21審査人の講習

面接試験（三次試験）に合格した者は、合格後1年以内に、中央事務局が指定する所定の「エコアクション21審査人講習」を受講し、修了しなければなりません。

3.5 エコアクション21審査人の認定・登録

審査人の認定・登録は、次の手順で行います。

- 1)試験に合格し、所定の講習を修了した者は、エコアクション21審査人リスト、誓約書等を中央事務局に提出するとともに、所定の認定・登録料を納付しなければなりません。
- 2)中央事務局は、所定の手続を完了した者を、認定委員会の審議の上、審査人として認定・登録し、「エコアクション21審査人認定証」及び「エコアクション21審査人認定身分証」を交付するとともに、氏名、経歴等をホームページで公表します。

- 3) 中央事務局は、公平公正な審査の実施、資質の向上及び社会的信頼の確保を図るため「エコアクション21審査人倫理規程（以下「倫理規程」という）」を定めます。審査人は倫理規程を遵守しなければなりません。

3.6 エコアクション21審査人資格の認定・登録の期間

審査人資格の認定・登録の期間は、3年間とします。

3.7 エコアクション21審査人資格の更新

3.7.1 平成16、17、18及び19年度に認定した審査人の資格更新手順

- 1) 審査人は、3年間に少なくとも2回以上の審査を実施するとともに、所定の資格更新講習を1回以上受講し、これを修了することが必要です。
- 2) 審査人資格の更新に当たっては、審査業務等実績報告書、審査人認定・登録更新申請書、誓約書、その他必要な書類を提出するとともに、所定の認定・登録料を納付しなければなりません。
- 3) 所定の手続を完了した者を、認定委員会の審議の上、審査人としての資格を更新し、認定・登録します。
- 4) 審査人資格が失効した者で、再度、認定・登録を希望する者は、面接試験を受験することが必要となります。

3.7.2 平成20年度以降に認定及び資格更新した審査人の資格更新手順

- 1) 審査人は、3年間に少なくとも3回以上の審査を担当するとともに、所定の資格更新講習（エコアクション21全国交流研修大会及び審査人力量向上研修会をそれぞれ1回以上）を受講し、これを修了することが必要です。
- 2) 審査人資格の更新に当たっては、審査業務等実績報告書、審査人認定・登録更新申請書、誓約書、その他必要な書類を提出することが必要です。
- 3) 必要書類を提出した者について認定委員会で更新の可否を審議します。
- 4) 認定委員会が必要と判断した者については、面接試験を実施します。
- 5) 認定委員会で更新を認められた者は、所定の認定・登録料を納付しなければなりません。
- 6) 所定の手続を完了した者について、審査人としての資格を更新し、認定・登録します。
- 7) 審査人資格が失効した者で、再度、認定・登録を希望する者は、面接試験を受験することが必要となります。

8) 審査人資格の更新に当たり、面接試験を受けた者は、所定の資格更新講習を受講し、これを修了しなければなりません。

3.8 エコアクション21審査人の業務等

審査人は、以下の業務等を行います。

- 1) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、担当事務局の確認を受けた後、受審事業者に送付します。
- 2) 審査人は、登録審査計画書に基づいて受審事業者のガイドラインの要求事項への適合状況について書類審査及び現地審査を実施し、その適合の可否を判断し、審査結果を審査報告書として取りまとめ、担当事務局に報告します。
- 3) 審査人は、受審事業者との合意に基づき、事業者のガイドラインの要求事項への適合状況について中間審査及び更新審査を実施し、その適合の可否を判断し、審査結果を担当事務局に報告します。
- 4) 審査人は、受審事業者の環境経営システムの構築・運用・維持に当たって、自らがコンサルティング業務をした事業者についての認証・登録時の登録審査、中間審査及び更新審査を行うことはできません。
- 5) 審査人は、三年間（例：登録審査、中間審査、更新審査及び2回目の中間審査）継続して審査を担当することができます。ただし、その後2年間は当該事業者の審査を担当することはできません。
- 6) 審査人は、受審事業者が、ガイドラインの要求事項への適合及び環境への取組についての理解を深め、適切な取組が行うことができるよう、書類審査実施時から現地審査終了時までの間に、必要な指導・助言をすることができます。また、受審事業者との合意により、書類審査と現地審査の間に、1回に限り現地予備審査を実施することができます。
- 7) 審査人は、受審事業者の審査を行うに当たって、中央事務局が定めた「エコアクション21認証・登録手続規程」、「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」及び中央事務局が制定する規程、内規等を遵守するとともに、担当事務局及び中央事務局の依頼、指示等に従うとともに、担当事務局からの要請に基づき、必要な報告を担当事務局及び中央事務局に行わなければなりません。
- 8) 審査人は、業務上知り得た事業者の秘密を保持しなければなりません。

3.9 エコアクション21審査人資格の一時停止及び取消

審査人資格は、次の手順で一時停止又は取消を行います。

- 1) 事務局は、審査人が誓約書の内容に違反した場合、倫理規程に違反した場合、その他審査人として不適切な行為があった場合は、倫理委員会の審議により、審査人資格の一時停止又は取消を行うことがあります。
- 2) 審査人は、審査人資格の一時停止又は取消の決定に対して不服がある場合は、倫理委員会の開催を要求し、書面で弁明書を提出すること、あるいは委員会に出席して弁明することができます。

4 . エコアクション21地域事務局の認定及び運営

4 . 1 エコアクション21地域事務局の位置付け

地域事務局は、地域等において事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査計画書の確認、審査後の書類の受理・確認、判定委員会の開催等、事業者と審査人の間に立つとともに、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織であり、公益的な活動を、継続的かつ公正に実施しなければなりません。

4 . 2 エコアクション21地域事務局の業務

地域事務局は以下の業務を行います。

- 1)事業者からのエコアクション21に関する相談、問い合わせ等に対応すること
- 2)受審事業者からの審査の申込を受け付けること
- 3)受審事業者の希望により、審査人を紹介又は斡旋するとともに、受審事業者が指名した担当審査人が適切かどうかを確認し、必要な場合はその再考を要請すること
- 4) 審査人が作成した審査計画書を確認し、必要な場合はその修正を要請すること
- 5)審査人より審査報告書等の送付を受け、その内容を確認し、必要な場合はその修正を要請すること
- 6)判定委員会を定期的開催し、認証・登録の可否を判定すること
- 7)判定委員会の判定結果を含め、事業者の認証・登録に必要な報告を中央事務局に対して行うこと
- 8)エコアクション21認証・登録制度の普及促進を図ること
- 9)地域の審査人の能力向上を図るため、年に1回以上、審査人力量向上研修会を開催する等、必要な取組を行うこと(中央事務局の認定を受けた審査人力量向上研修会は、審査人資格の更新要件に規定する資格更新講習となります。研修会は近隣の地域事務局と協同で開催することができます)
- 10) 自治体イニシャティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラムの普及を図り、その事務局を務めること
- 11)その他エコアクション21の普及促進等のために必要な業務を行うこと

4 . 3 地域事務局の要件

地域事務局としての認定を受けるに当たっては、以下の1)、2)及び3)のいずれをも満たすことが必要です。

- 1)公益法人、特定非営利活動法人又は中間法人であり、地域事務局として

- の公益的な活動を、継続的かつ公正に行える団体であること
- 2)地域の地方公共団体との協力関係があること
- 3)エコアクション21認証・登録制度の公正かつ円滑な運営のための地域運営委員会及び地域判定委員会を設置すること（運営委員会には複数名の審査人が含まれていること）

4.4 地域事務局の認定申請及び認定等

地域事務局の認定等は、次の手順によって行います。

- 1)地域事務局としての認定を希望する団体は、所定の書式により、中央事務局に申請します。
- 2)中央事務局は、申込内容についての書類審査及び訪問調査を実施し、その結果を運営委員会に報告します。
- 3)中央事務局は、運営委員会の審議の上、4.3の要件を満たす法人であると認められた場合、地域事務局として認定し、「地域事務局認定契約書」を締結します。
- 4)中央事務局は、認定した地域事務局が4.2の要件を満たさない場合等には、運営委員会の審議の上、地域事務局の認定の一時停止又は取り消しを行うことができます。

4.5 地域事務局の業務の委託

地域事務局は、4.2項に規定する地域事務局の業務の中で、3)～10)について、中央事務局の承認の上、一定の要件を満たす近隣の地域事務局に、これを委託することができます。

4.6 地域事務局の認定期間

地域事務局の認定期間は3年間とし、中央事務局は、当該事務局の活動実績等を踏まえ、運営委員会での審議の上、その認定を更新します。

4.7 地域事務局の認定に関する規程の遵守等

地域事務局は、認定の申込及び業務の実施に当たり別に定める「エコアクション21地域事務局の認定及び運営に関する規程」、「エコアクション21認証・登録手続規程」、「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」及び中央事務局が制定する規程、内規等を遵守し、中央事務局の依頼、指示に従うとともに、中央事務局からの要請に基づき、必要な報告を中央事務局に行わなければならない。

5. 他制度との相互認証

5.1 相互認証の基本的要件

エコアクション21ガイドライン及びエコアクション21認証・登録制度と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証制度との相互認証を行います。

5.2 相互認証の手続き

他制度との相互認証は別に定める相互認証に関する規程に基づき実施します。

6. 規程等の制定

中央事務局は、運営委員会の審議の上、本実施要領に定めのない事項について別途規程を定めます。

また中央事務局は、必要に応じて、認証・登録制度の運営に必要な内規を定めます。

別表1 認証・登録料（2年分）

従業員数（構成員数）	料金
10人以下	50,000円+ 2,500円（消費税）
11人以上300人以下	100,000円+ 5,000円（消費税）
301人以上500人以下	150,000円+ 7,500円（消費税）
501人以上1,000人以下	200,000円+ 10,000円（消費税）
1,001人以上	300,000円+ 15,000円（消費税）

附則1：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則2：複数枚の認証・登録証をご希望の場合は、2枚目以降、1枚につき5,000円+250円（消費税）を納付して下さい。

附則3：認証・登録期間中に、認証・登録範囲の変更等により、認証・登録契約を再締結し、新たに認証・登録証を発行する場合で、認証・登録料の従業員数の区分が変わらない場合は、事務経費及び新たな認証・登録証の交付費用として、事業者は10,000円+500円（消費税）を納付して下さい。

別表2 標準審査工数表：登録審査

従業員数（構成員数）	業種		業種	
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上100人以下	3人日	2人日	4人日	3人日
101人以上	4人日以上	3人日以上	5人日以上	4人日以上

別表3 標準審査工数表：初回の中間審査（認証・登録後概ね1年後）

従業員数（構成員数）	業種		業種	
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上100人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
101人以上	3人日以上	2人日以上	4人日以上	3人日以上

別表4 標準審査工数表：2回目以降の中間審査（認証・登録の更新後概ね1年後）

従業員数（構成員数）	業種		業種	
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	1人日	0.5人日	1.5人日	1人日
31人以上100人以下	1人日	0.5人日	1.5人日	1人日
101人以上	1.5人日以上	1人日以上	2.5人日以上	2人日以上

別表5 標準審査工数表：更新審査（認証・登録後2年以内）

従業員数（構成員数）	業種		業種	
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所		製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上100人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
101人以上	3人日以上	2人日以上	4人日以上	3人日以上

別表2～5共通

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）です。

附則2：審査工数が2人日の場合の内訳は、書類審査0.5人日、現地審査1人日、審査報告書作成等0.5人日です。

附則3：上記の標準審査工数は、事業所数が1か所の場合です。事業所が複数ある場合は、移動時間も勘案し、追加1事業所当たり0.5人日を加算することを原則とします。なお、複数の事業所で認証・登録を受ける場合等は、中央事務局にご相談下さい。また、業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査日数を要することがあります。

附則4：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則5：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

別表6 産業廃棄物処理業者等の標準審査工数表：登録審査

従業員数（構成員数）	収集運搬のみ		処理処分	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
10人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
11人以上30人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
31人以上100人以下	3人日	2人日	4人日	3人日
101人以上	4人日以上	3人日以上	5人日以上	4人日以上

附則1：審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）です。

附則2：審査工数が2人日の場合の内訳は、書類審査0.5人日、現地審査1人日、審査報告書作成等0.5人日です。

附則3：上記の標準審査工数は、事業所数が1か所の場合です。事業所が複数ある場合は、移動時間も勘案し、追加1事業所当たり0.5人日を加算することを原則とします。

附則4：現地審査が2人日以上となる受審事業者の審査は、2名の審査人が分担して審査することを基本とします。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。ですので、事業所が単数で、部門も複数無いような小規模の事業者においては、複数の審査人が一緒に審査を行うこととなります。

附則5：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。

附則6：査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

附則7：中間審査及び更新審査についても、原則として登録審査と同じ工数とします。

附則8：一般廃棄物処理業者、再生資源の収集・処理・リサイクル等を行う事業者についても、この工数が適用されます。